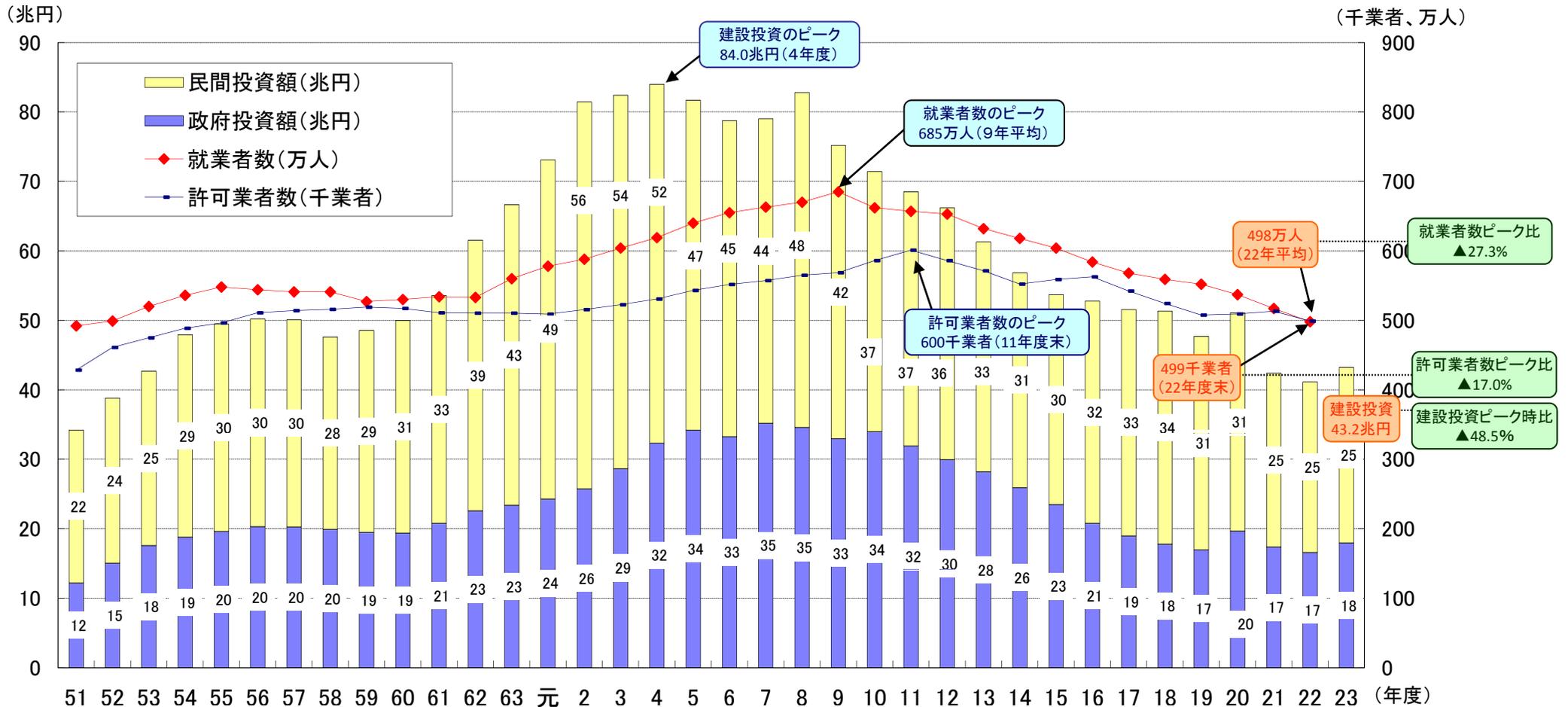


建設産業の現状と最近の取組について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成23年度見通し)は約43兆円で、ピーク時(4年度)から約49%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。 ※23年2月は499万人(前年同月比10万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」、「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

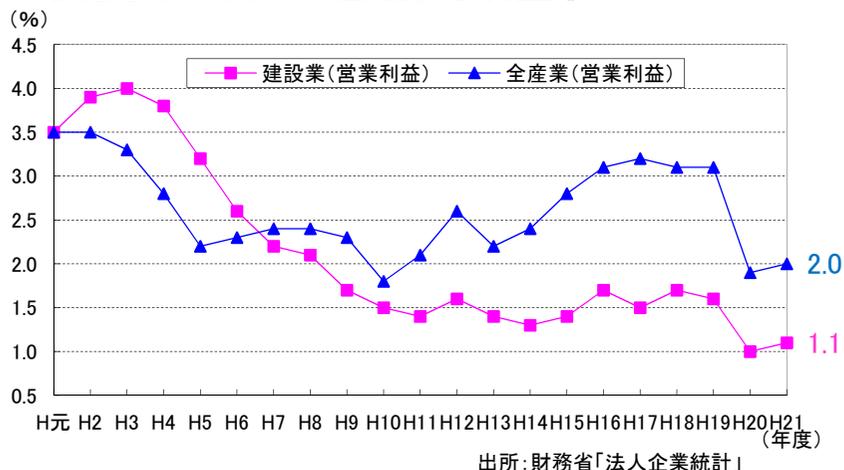
注1 投資額については平成19年度まで実績、20年度・21年度は見込み、22年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

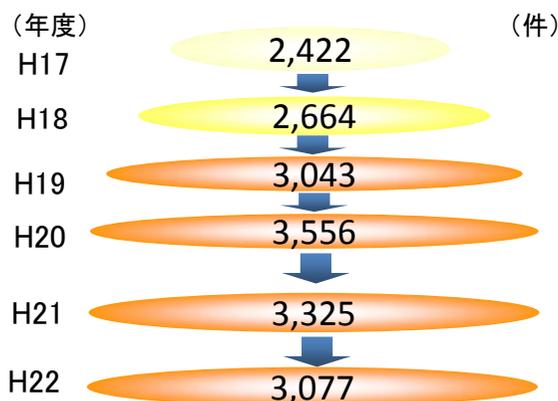
注3 就業者数は年平均

建設業を取り巻く状況

○他業種に比べて低迷する利益率



○建設業の倒産件数は高止まり

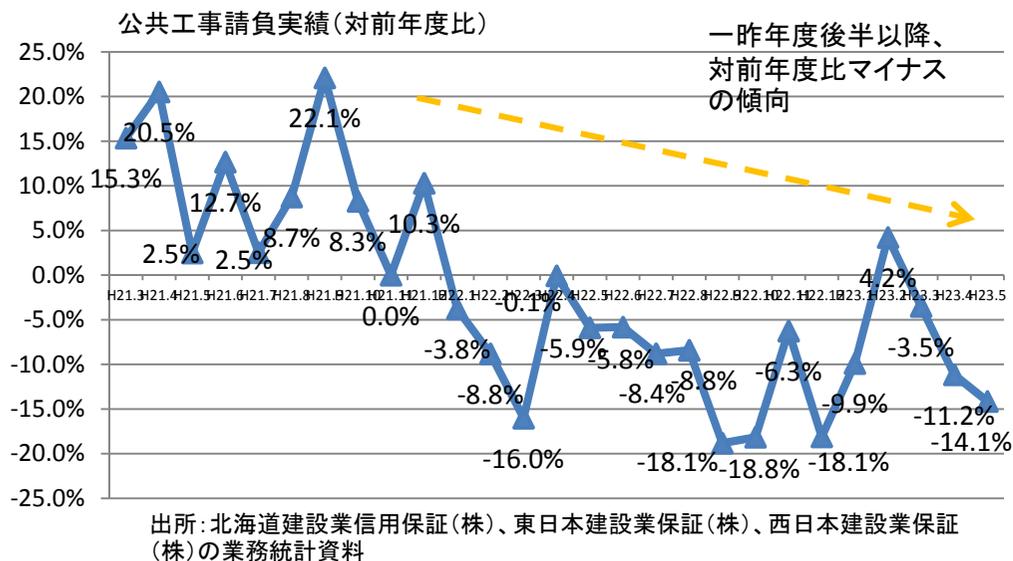


○業種別で最も高い倒産件数

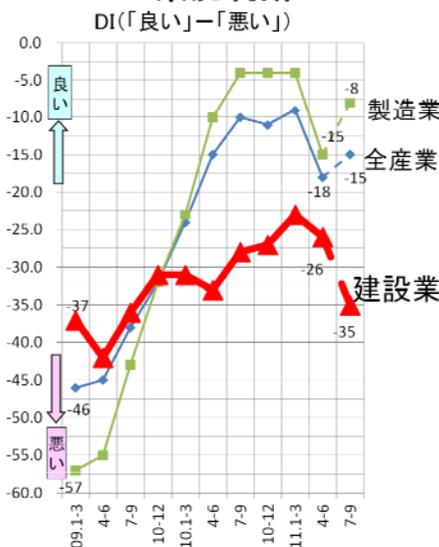
H22年度	倒産件数	構成比
建設業	3,077	26.8%
製造業	1,712	14.9%
卸売業	1,636	14.2%
小売業	1,982	17.2%
運輸・通信業	455	4.0%
サービス業	2,054	17.9%
不動産業	350	3.0%
その他	230	2.0%
合計	11,496	-

建設業の先行き不透明感

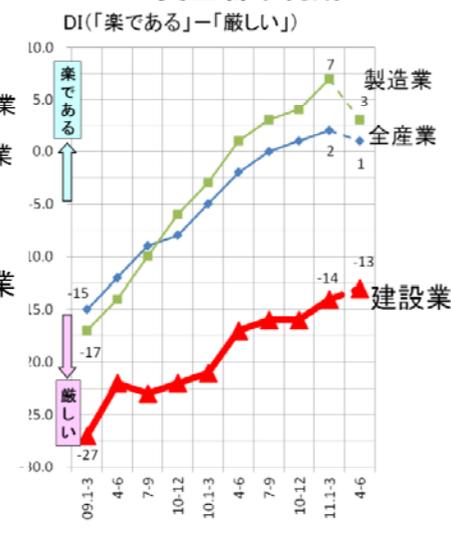
○先行き不透明感が増している



業況判断



資金繰り判断



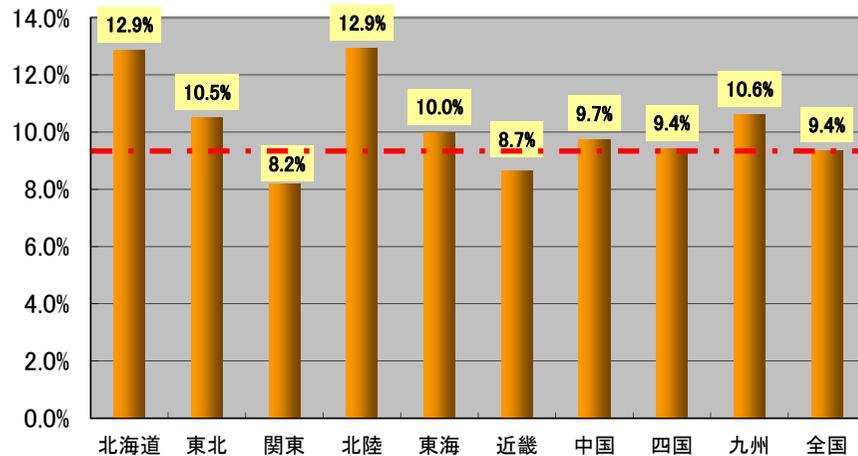
出所:日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 ※11.1-3分については、東北地方太平洋沖地震の発生(3.11)以前の調査票回収率が7割で、発生以降に残り3割の調査票を回収して集計された。

建設産業を取り巻く環境②

- 建設業は、国内総生産・全産業就業者数の約1割を占める地域の基幹産業である。
- 地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模が大きく、公共投資への依存度が高い地域においては、全産業に占める建設業の倒産件数の割合も高い傾向がある。
- 全産業と比較して、高齢化が進展。55歳以上の者の割合が3分の1。29歳以下の割合が8分の1。

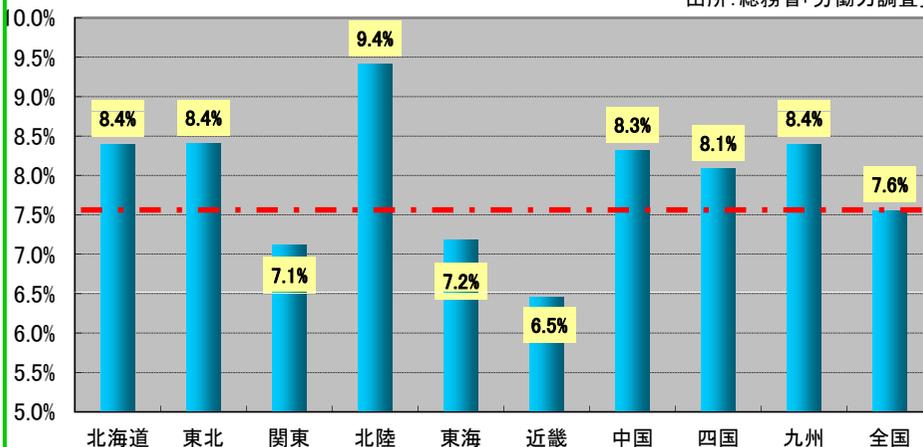
県内総生産に対する建設投資の規模 (平成20年度)

出所:内閣府「県民経済計算」 国土交通省「建設投資見通し」



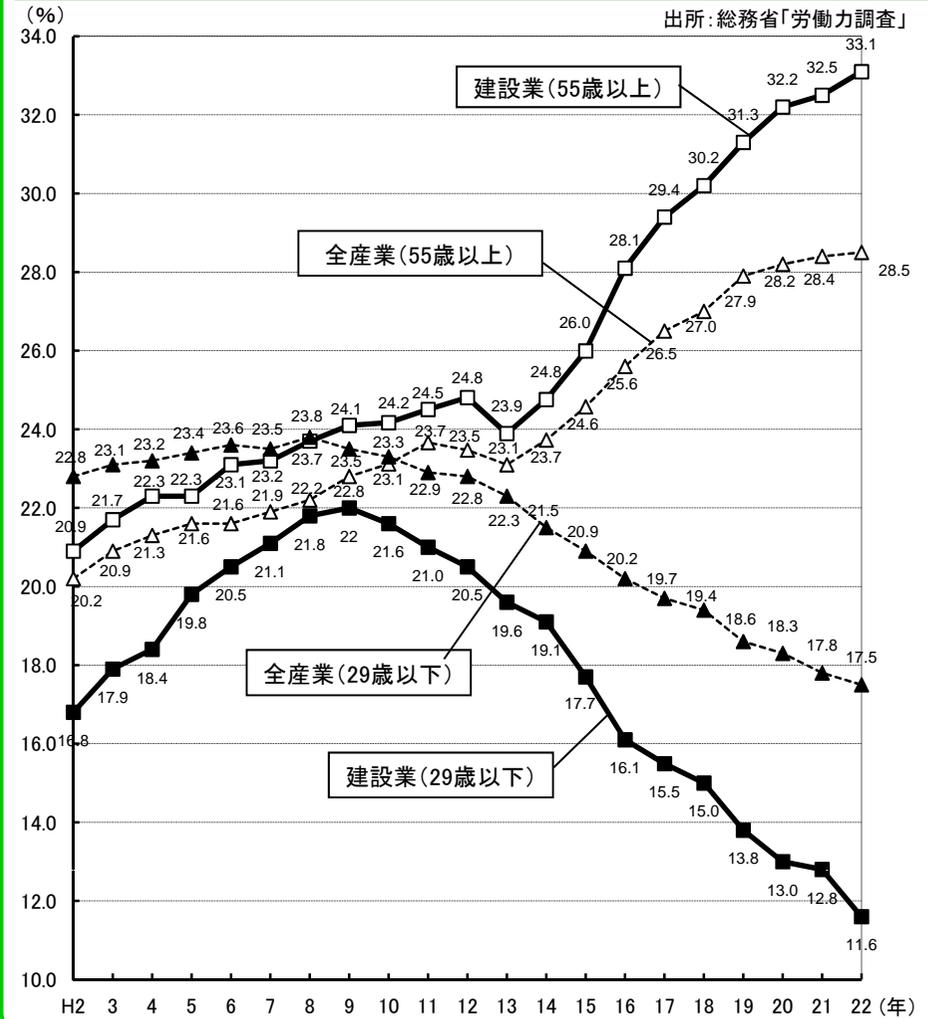
全産業に占める建設業就業者数の割合 (平成22年平均)

出所:総務省「労働力調査」



建設労働者の高齢化

出所:総務省「労働力調査」



沿革

明治22年	会計法制定 (原則 一般競争方式)
明治33年	指名競争方式に転換
平成 6年	一般競争方式の導入 (WTO対象)
平成12年	入札契約適正化法の制定 (透明性の確保、公正な競争の促進)
平成17年	公共工事品質確保法の制定 (価格と品質が総合的に優れた調達)
平成18年	一般競争方式の本格実施 (WTO対象以外に拡大)
	改正独禁法の施行 (課徴金減免制度の導入等)
平成19年	改正官製談合防止法の施行 (職員に対する刑罰規定の創設等)
平成22年	改正独禁法の施行 (課徴金の適用範囲の拡大等)

国土交通省における入札契約制度改革の推進

○競争性・客観性・透明性の向上

- ・一般競争方式の拡大 H21年度 97.8% (すべての入札に占める金額ベースの割合)
(予定価格6千万円以上の工事が対象。予定価格6千万円未満についても試行実施。)

○価格と品質が総合的に優れた調達

- ・総合評価落札方式の拡充 H21年度 99.8% (競争入札に占める金額ベースの割合)
- ・総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策の実施 (H22年度～)
(技術評価に関する透明性の向上、技術力競争の促進)

○ダンピング受注や不良不適格業者等の排除

- ・低入札価格調査基準価格の引上げ
(H20年3月31日、H21年4月3日、H23年3月29日)
- ・入札ボンドの導入 (H18年度～)
(WTO対象の工事で実施、地方公共団体との連携により拡大)
- ・入札ボンドの対象工事の拡大 (H22年8月～)
(一般土木・建築工事において、予定価格が3億円以上の工事まで拡大)

地方公共団体における入札契約制度改革の推進

(H22年9月1日現在 H22年度公共工事入札契約適正化調査から)

○一般競争方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み
市区町村の67.7%が導入済み

○総合評価方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み
市区町村の61.7%が導入済み

○低入札価格調査・最低制限価格

すべての都道府県・政令指定都市でいずれかを導入済み
市区町村の84.3%でいずれかを導入済み

経営事項審査の審査基準の改正

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点取得の防止など、企業実態のより公正・適正な評価
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定
- ②高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者も評価

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保
【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、完工高の評点が制度設計時の平均点の700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

- 債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、減点措置を創設
- ①再生期間中、-60点(営業年数評価の最高点)の減点
 - ②再生期間終了後、営業年数評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

- ①地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を追加
- ②多くの都道府県が発注者別評価点で評価するISO9000、14000の取得状況を追加

関連省令等の公布 : H22.10.15
改正後経審の施行 : H23.4.1

建設工事の標準請負契約約款の改正

改正の目的

- 建設業の契約・取引の対等化・明確化の促進
(公共約款、民間(甲)約款、民間(乙)約款、下請約款)

1. 契約当事者間の対等性確保

- ①受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者(調停人)を活用できる規定を新設(各約款共通)
- ②工期延長に伴う増加費用について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が負担する旨を明確化(公共約款)
- ③「甲」「乙」の呼称の見直し(各約款共通)

2. 代金の望ましい支払方法の明確化

- ①出来高払を促進するため、支払方法を例示(民間約款(甲))
- ②個人発注者の保護のため、工事の出来高に応じた標準的な支払割合を例示(民間約款(乙))

3. 契約条件の明確化

- ①下請契約の工期は下請負人が実質的に施工する期間を契約書に記載するよう、明確化(下請約款)
- ②契約当事者間の協議、承諾等の原則書面主義(民間約款)

4. 施工体制の合理化

- 現場代理人の常駐義務を緩和(公共約款・下請約款)

5. 不良不適格業者の排除

- 発注者が契約解除できる場合として、受注者が暴力団である場合等の規定を追加(公共約款)

標準約款の改正、関係者への実施の勧告 : H22.7.26

直轄 : H22.10.1~実施、都道府県 : H23.7現在46都道府県が実施

契約・取引の適正化、人材確保・育成、経営力強化の取組について

○契約・取引の適正化

1. 「建設業法令遵守推進本部」による立入検査、法令違反通報の対応(駆け込みホットライン)

- ・各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」に「駆け込みホットライン」を設置し、法令違反情報の通報を受付
- ・必要に応じ、立入検査、監督処分等により厳正に対応

2. 「建設業法令遵守ガイドライン」の策定

- ・元下関係において法令違反に該当する行為(事例)を明確化

3. 「建設業取引適正化センター」の設置

- ・弁護士や土木・建築の学識経験者等が、請負契約や下請代金の支払等に係るトラブルの解決・防止をアドバイス

4. 「建設業取引適正化推進月間」の新設

- ・毎年11月、広報・啓発、講習会、立入検査など、法令遵守に関する活動を集中的に実施

○経営力の強化

1. 建設企業の経営戦略アドバイザー事業による経営相談

- ・「経営戦略相談窓口」を設置し、「エリア統括マネージャー」の統括のもと、「建設業経営支援アドバイザー」によるアドバイスを実施。特に新事業展開、企業再編・廃業に関しては目標達成まで継続支援。

○人材確保・育成、処遇の改善

1. 建設技能労働者の人材確保の検討

- ・将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能継承を図るため、人材確保の方向性、人材確保方策、育成・評価・活用、労働環境の改善等について検討

2. 登録基幹技能者の活用促進

- ・登録基幹技能者を経営審査事項で加点評価
- ・施工品質の確保を図るための基幹技能者の活用等について検討

3. 技術者制度の検討

- ・技術者データベースの構築についての検討
- ・業種区分の点検についての検討

2. ノウハウ・技術移転支援事業

- ・大手・中堅建設企業が有するノウハウ・技術を集約し、中小建設企業に対して紹介・提供する「ノウハウ・技術支援センター」を設置し、①技術マッチング支援事業、②ノウハウアドバイス支援事業を実施

3. 建設企業の連携によるフロンティア事業

- ・建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図る取り組みに対して経費を助成。(91件を選定)

元請向け

(H20補正;13億円、H22補正;3.2億)

地域建設業経営強化融資制度 (H20年11月～24年3月)

【概要】

工事完成前に、元請が発注者に対して有する工事代金債権を譲渡担保にして、事業協同組合等が、元請に融資を実施

【対象】

公共工事、病院・福祉施設等の公益的民間施設

【助成措置】

- ・元請が負担する借入金利への助成
- ・事業協同組合等が行う出来高査定等の事務経費への助成

【実績(平成23年5月まで)】

- ・融資件数 7,116件
- ・融資額 約1,721億円

下請向け

(H21補正;47億円、H22予算;8億円、H22補正;32.4億円)

下請債権保全支援事業 (H22年3月～24年3月)

【概要】

- ・下請が元請に対して有する工事代金債権の支払をファクタリング会社が保証
- ・東日本大震災の被災地域において、工事代金債権をファクタリング会社が買取

【対象】

有効な経営事項審査の受審実績のある元請の債権

【助成措置】

- ・下請が負担する保証料・買取料への助成
- ・元請倒産等により保証債務の履行等があった場合、ファクタリング会社の損失を補償

【実績(平成23年6月まで)】

- ・保証債権数 8,854件
- ・補償額 約434億円

東日本大震災に伴い実施した措置(建設業関係) ①

平成23年7月19日現在

1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請(3月12日)
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼(3月13日)
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請(5月20日)

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- ①既契約工事等の一時中止(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請)
(東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止)
- ②被災した工事等への22年度分の支払い(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請)
- ③出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い(3月18日)
- ④緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い(3月16日)
- ⑤前払率の引上げ(4割→5割)(国は4月22日から、地方は4月27日から)
- ⑥前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請(3月15日)
- ⑦当面の災害復旧事業における入札及び契約の取り扱い(4月25日)
(随意契約、指名競争入札の活用等)
- ⑧建設企業の節電対策への配慮について依頼(6月3日)

3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充
施工中工事の被災に伴う損害額(3月25日)や、ガレキ処理等も対象に追加(5月19日)
- ②下請債権保全支援事業
保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)、ガレキ処理等に係る債権の買取実施と保証対象に追加(5月19日)

東日本大震災に伴い実施した措置(建設業関係) ②

4. 許可の有効期間等の延伸(政令、告示)

- ①建設業許可(被災地本店業者)、経営事項審査(同左)及び監理技術者資格者証(被災地に住所を有する者)の有効期間を8月末まで延長(3月23日)
- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば免責(3月13日)

5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

- ①建設資機材の需給の安定に係る要請(3月29日)
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施
(東北、関東、北陸地整:3月15日～、その他の地域:3月29日～)
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設(3月15日～)
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催(3月15日～)
- ⑤「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実(4月25日～)

6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設(4月18日～)
- ②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を発出(4月25日)